

生野区地域防災計画(案)の策定におけるこの間の経過について

災害対策基本法の改正のポイント

(平成25年6月改正)

- ① 大規模広域な災害に対する即応力の強化等
- ② 住民等の円滑かつ安全な避難の確保
- ③ 被災者保護対策の改善
- ④ 平素からの防災への取り組みの強化

府防災計画の改訂のポイント

(平成26年3月改正)

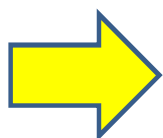
- ① “減災”を基本理念に、5つの基本方針
(1) 命を守る (2) 命をつなぐ (3) 必要不可欠な行政機能の維持
(4) 経済活動の機能維持 (5) 迅速な復旧・復興
- ② 多様な主体の自発的な防災活動の推進
- ③ 災害予防、災害応急、災害復旧・復興の
各段階における対策の方向性を規定

大阪市のめざす方向

◆ 公助の限界・・・災害発生時、行政による避難活動には限界

◆ 自助・・・市民・昼間市民・事業者などが自己の責任により自らを災害から守ること

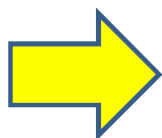
◆ 共助・・・自主防災組織、市民、昼間市民、事業者、NPOなどが地域でお互いに助け合い、互いを災害から守ること



災害に強いまち大阪市をめざす

※ 大阪市地域防災計画の改訂 (平成26年10月)

※ 大阪市防災・減災条例の制定 (平成27年2月)



生野区地域防災計画の改訂

(平成27年中)

生野区地域防災計画(案)について

＜東日本大震災＞で「公助の限界」が明らかとなり、「自助・共助の重要性」が改めて認識され、また、＜南海トラフ巨大地震＞の被害想定が“甚大な広域災害”という想定が明らかとなった。これらの状況を踏まえ、国では、反省と教訓をもとに防災対策の再構築が図られ、「災害対策基本法」の改正などが行われました。このような背景のもと生野区では、『生野区地域防災計画 ～区民のみなさまとともに進める防災・減災の取組み～』を策定しました。

生野区防災計画の概要について

生野区地域防災計画

～区民のみなさまとともに進める防災・減災の取組み～

南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対して、生野区のみによる対策だけでは限界があり、生野区地域防災計画の実効性を高め、被害を最小限に食い止めるために、自助・共助・公助の役割分担を明確化し、本市・市民・事業者の主体的な取組みと相互の連携を図ることを基本理念として策定

生野区地域防災計画【行動マニュアル編】

いざ、災害等が発生したときに、職員や市民等が相互に連携し、着実に行動できるように基本的な事項を明記
※従来「生野区災害応急対策実施要綱」に準ずる

資料集

災害時等の行動マニュアルにおける組織図や施設などの一覧表

様式集

災害時等の際に、実際に使用する届け出書類等の様式集

生野区防災計画の改訂ポイントについて

◆災害の発生を完全に防ぐことは不可能なことから、「減災」の考え方を基本理念に据え、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視し、また、経済的な被害をできるだけ小さくするように、当該地域における自発的な防災活動計画を作成することで、本市と連携した防災力の向上に努める。

防 災

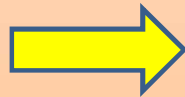


減 災

◆災害から自らを守るため、国や市役所などによる支援（公助）に加えて“個々の自立（自助）”“個々が連携する体制（共助）”など防災・減災につながる仕組みの構築

【新規】地域の特性に応じた「地区防災計画」の作成支援（P30） 【充実】自主防災組織の育成（P30）
【充実】地域防災リーダーの育成（P30） 【充実】防災知識の普及・啓発、防災・減災教育の推進、
防災訓練の促進（P28、30） 【充実】避難行動要支援者対策（P30） 【充実】きずなネットの取組み（P29）

公助の限界



自助、共助の確立

◆避難体制の充実

【充実】男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の防災活動等への参画を促進（P30）
【充実】備蓄物資の充実（発電機の整備、土のうステーションの整備、地域実情に応じた備蓄物資の多様化）（P30）

◆大都市特有の災害リスク

【充実】地下空間への浸水対策（P24） 【充実】帰宅困難者対策（P24）